

平成 24 年 10 月 24 日

各所属 ホームページ運用管理責任者 様
(各所属 広報担当課長 様)

ホームページ統括管理責任者
(政策企画室市民情報部長)

ホームページコンテンツの公開承認に関する手続きの徹底について (依頼)

ホームページコンテンツの公開承認に関する手続きは「大阪市ホームページガイドライン」及び「大阪市ホームページ運用管理システムにおける運用管理の手引き」で規定されており、各所属で作成されたコンテンツ内容について、作成担当課の課長による中間承認、所属の広報担当課長による最終承認を経たうえでホームページ上に公開することとしています。

ホームページには瞬時に、多くの方に情報をご覧いただける有効なツールとして、各種の資料、外部の方の意見など多様なコンテンツが公開されています。その中に、本来、差別を助長する表現や個人情報保護の観点から不適切な表現など、人権を侵害する内容や個人のプライバシーに触れる内容を含むことがあってはなりません。しかし、実際には、この間、そのような不適切な表現が掲載される事例が相次ぎ、市民の人権やプライバシーの侵害につながる事態が発生しています。

こうした内容を誤って発信することは、関係者をはじめ多くの方に不快な思いをさせたり、心を傷つけることにつながり、市の情報発信に対する姿勢を問われることになります。

つきましては、適正な情報の発信及び市民の信頼確保を図るため、改めて人権尊重や個人情報保護の観点に十分配慮し、各所属におけるコンテンツ公開前の承認ルール of 徹底、コンテンツ内容の点検、確認の厳格化を行っていただきますようお願いします。

(参考)

「大阪市ホームページガイドライン」

「大阪市ホームページ運用管理システムにおける運用管理の手引き」

担当：政策企画室市民情報部広報担当 富川、奥

06-6208-7254